



# お仕事決定！（雇用契約締結）

お仕事相談等の結果、お仕事が決定した時は、概ね下記の様式で、就業条件を明示します。内容をしっかり確認しておきましょう。

**求人票 兼 就業条件明示書 兼 雇入契約書 兼 派遣元管理台帳（最終確定版）**

派遣先企業(以下「甲」という)		●●●●●●●●		派遣元企業(以下「乙」という)		株式会社エヌエフエー		許可番号	般13-302322 13-ユ-301922																								
甲に対して乙は労働者派遣を行うため、下記の就業条件を明示し、乙と貴殿(以下「丙」という)の間で雇入契約を締結する。																																	
就業事業所	事業所名	●●●●●●●●					事業所所在地	●●●●●●●●																									
就業組織(課)	組織名(課)	●●●●●●●●					組織所在地	●●●●●●●●																									
派遣先責任者	部署・役職	●●●●●●●●					氏名	●●●●●●●●																									
指揮命令者	部署・役職	●●●●●●●●					氏名	●●●●●●●●																									
業務内容	●●●●●●●●					派遣労働者を無期雇用か又は60歳以上の者の限定の有無	限定しない																										
派遣期間	開始日	●●●●●●					終了日	●●●●●●																									
就業日	派遣期間31日以上(通単位設定)時	毎週	月	火	水	木	金	土	日	計	備考																						
	就業日外就業可能日時	固定	1	1	1	1	1	1	1	5日	業務の閑弊に応じて出勤日の一部変動する場合があります。																						
※就業日に「1」を記入	派遣期間30日以下派遣(シフト制勤務や日雇派遣等)時	週所定休日	週	2	日	週可能日数	週	1	日	月可能日数	週	1	日	超過時、月	2	回	まで																
空欄は休日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
就業時間	始業時間	9:00					終業時間	17:00					拘束時間	8:00				備考	業務の閑弊に応じて労働時間が変動する場合があります。														
休憩時間	開始時間	12:00					終了時間	13:00					実労働時間	7:00																			
就業時間延長可能時間数	週所定時間	週					35.0	時間	可能時間	法定時間外労働は、1日6時間、週					10.5	時間、年360時間の範囲で可																	
採用予定人数		1		人		保険加入状況					社会保険加入義務者には適用																						
賃金・報酬体系	時間単価	¥1,300					実労働時間換算	¥9,100					所定時間外単価	¥1,300																			
	深夜時間単価	¥1,625					時間外深夜単価	¥1,950					休日割増単価	¥1,755					休日深夜割増単価	¥2,080													
支払日	締め日	毎月					末日締め	支払日					翌月					15	日払い	備考	週次前貸払制度あり												
派遣元責任者	部署・役職	代表取締役					氏名	大崎玄長					TEL	03-5747-5880																			
派遣先責任者	部署・役職	●●●●●●●●					氏名	●●●●●●●●					TEL	●●●●●●●●																			
苦情処理方法及び連携体制	乙申出先部署・役職	代表取締役					氏名	大崎玄長					TEL	03-5747-5880																			
	甲申出先部署・役職	●●●●●●●●					氏名	●●●●●●●●					TEL	●●●●●●●●																			
試用期間	上記記載の苦情処理申出先に、派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、本契約書記載の派遣元責任者及び派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者を中心となり、誠意をもって速滞なく、当該苦情処理の適切迅速な処理を図り、その結果を派遣労働者に通知する。派遣元及び派遣先は、苦情処理事項について相互の連絡調整を行い、その苦情の解決を図ることとする。																																
懲戒解雇	業務開始日より4日間は試用期間とする。試用期間中に丙が業務遂行上又は社会人として不適格と乙が判断した場合、乙は本契約を即時に終了又は取消することができる。その後も丙が甲又は乙の就業規則の懲戒解雇に該当した場合は懲戒解雇とすることができる。																																
労働契約協力関連	派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同じ派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の業務の提供を受けた場合は労働契約の申込みをみなしたものとす。なおその事前に乙丙は協力して、無期雇用又は配置転換を推進するものとする。																																
退職関連	派遣契約期間が満了する前に丙の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、乙は甲と連携して、甲の関連会社での就業の斡旋を受けること、次いで、乙の他事業部・関連会社若しくは他の派遣先を確保する等により丙の新たな就業機会の確保を図ることとする。なお丙は、乙より確保された新たな就業機会については積極的協力的に就業するものとする。それでも、新たな就業機会の確保ができない場合は、やむを得ず休業等を労働基準法及び乙の就業規則の規程を遵守しつづけることにより当該派遣労働者の雇用の維持を図り、さらにやむを得ず乙が丙を解雇する時は、労働基準法及び乙の就業規則の規程を遵守しつづけるものとする。																																
安全衛生	乙は労働者派遣法・労働基準法・労働安全衛生法を遵守し、労働者の安全衛生を確保する。																																
福祉増進	乙は、派遣先が雇用する労働者が利用する診療所、給食施設、レクレーション施設等の施設又は設備について、丙が利用することができるよう甲に便宜供与することを要請し、実現を図るものとする。その他の福利厚生に関しては乙の就業規則にて別途定める。																																
丙の義務	乙の就業規則(「スタッフガイド」にて閲覧可能場所及びインターネット上の公開場所アドレスを案内)を理解し、乙の社業の発展に努めること。																																
貸金支払口座	●●●●●●					銀行	●●●●●●					支店	普通					口座番号	●●●●●●					名義人	●●●●●●								
振込日	月払い(月末締め翌月15日振込)																																
補足	振込日が金融機関の休日の際はその翌日とする。また週次前貸払を選択した者は、法定控除以外に振込時における振込手数料が振込金額より控除されることに同意する。なお支給明細書の発行は、本来支給日である月払いに合わせて月1回とし、翌月15日までに対象者に発行する。																																
特筆事項	雇用期間	年齢	労働・社会保険	雇用保険	有	適用済	平成25年4月25日	適用済み																									
	有期雇用	60歳未満	被保険者資格喪失の有無	健康保険	取得届準備中			適用済み																									
			厚生年金保険	取得届準備中				適用済み																									

以上、派遣労働者雇入契約締結の証として本書を一通作成し、原本は派遣元(乙)が保管し、派遣労働者(丙)はその写しを保有する。

平成 27 年 10 月 1 日  
乙 (派遣元企業)  
所在地: 東京都大田区池上七丁目10番7号  
社名: 株式会社エヌエフエー  
代表者: 代表取締役 大崎玄長  
採用決定者: HRMユニットコーディネーター ●●●●●●

丙 (雇入される労働者) スタフcode ●●●●●●  
上記条件にて就業規則を遵守し社業の発展に寄与することを誓います。  
居住地: ●●●●●●●●●●  
氏名: ●●●●●● 印  
携帯TEL: ●●●●●● 自宅TEL: ●●●●●●

職務・勤務時間・賃金の明示

安全衛生等の説明

賃金振込口座等